

# 富山県グリーン購入調達者の手引き

令和8年4月

## 目次

はじめに.....	1
富山県グリーン購入調達方針.....	2
■ 定義.....	6
■ 1 2 自動車等.....	7
■ 2 0 公共工事.....	8
■ 2 1 役務.....	8

## はじめに

グリーン購入とは、「製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること」です。

県では、「富山県グリーン購入調達方針」に基づき、環境に配慮した製品や役務の積極的な調達を行っています。

この「富山県グリーン購入調達者の手引き」は、富山県グリーン購入調達方針における別紙1「国の基本方針との相違点」に定める特定調達品目（重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類）及びその判断の基準等について、調達者が環境物品等の調達を容易に行うことができるよう作成したものです。国の定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（参考1）については、「グリーン購入調達者の手引き」（参考2）を参照してください。

グリーン購入法の判断の基準については、省エネ法や国際エネルギースタープログラム等、他の制度等の基準が適用されている品目も多く、さらにエコマーク認定基準との整合性も考慮しているため、調達にあたって既存の環境ラベル等を活用し、判断の基準等への適合性を確認することが可能です。本手引きには、各品目の判断の基準等への適合状況について、既存の環境ラベル等が参考となる場合は、該当する環境ラベルを掲載しています。

調達者の皆さまにおかれましては、本手引きをご活用いただき、環境物品等の積極的な調達に努めていただきますよう、お願いいたします。

# 富山県グリーン購入調達方針

## 1 趣旨

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(以下「グリーン購入法」という。)第10条に基づき、富山県においても、環境負荷の低減に配慮した製品や役務(以下「環境物品等」という。)の調達の推進に努めるものとし、物品の購入及び各種サービスの利用(以下「物品等の調達」という。)について、次のように定める。

## 2 適用範囲

### (1) 県の機関

この方針は、県の全ての機関<sup>\*</sup>に適用する。

なお、県の外郭団体においてもできる限りこの方針に沿った取組みを行うものとする。

<sup>\*</sup>本庁(知事部局、議会事務局、企業局、教育委員会事務局、警察本部及び各行政委員会事務局)、出先機関(県立学校、警察署を含む)及び指定管理者制度導入施設

### (2) 委託事業(指定管理者制度による委託料支出を除く)

- ① 県の委託事業における受託事業者が物品等の調達を行う場合についても、この方針に沿った物品等の調達を求めるものとする。
- ② ①の実効を期すため、事業等を担当する本庁、出先機関は、仕様書の中に環境物品等の調達について規定するものとする。

## 3 基本原則

グリーン購入法は、国、地方公共団体等の公的部門が環境物品等を率先して調達することにより、その市場形成や開発促進に寄与し、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざそうとするものである。このため、物品等の調達と使用に当たっては、特に次の点に留意する。

- ① 事前に、調達の必要性和適正量を十分検討し、調達総量をできるだけ抑制する。
- ② 物品等の調達に当たっては、価格や品質などに加え、環境保全の観点を十分考慮するものとし、次のような環境負荷低減のための配慮がなされているものを選択する。
  - ア 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
  - イ 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
  - ウ 再生された素材や部品を多く利用していること。
  - エ 環境や人の健康に被害を与える物質の使用や放出が削減されていること。
  - オ 長期使用、再使用、リサイクル等が可能であること。
  - カ 廃棄の際に、処理や処分が容易なこと。
- ③ 調達した物品等の使用に当たっては、長期使用、適正使用、廃棄時の分別等に留意し、環境への負荷が着実に低減するよう努める。

## 4 特定調達品目

重点的に環境物品等の調達を推進する品目(以下「特定調達品目」という。)の品目名、環境物品等であるための基準(以下「判断基準」という。)、判断の基準の事項の中で設定されるより高い環境性能を示す基準(以下「基準値1」)、最低限満たすべき基準(以下「基準値2」)、調達に当たって更に配慮することが望ましい事項(以下「配慮事項」という。)及び判断基準に適合する物品等の調達目標(以下

「調達目標」という。)は、国の定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(参考1)のとおりとするが、本県において、特筆すべき項目については、別紙1「国の基本方針との相違点」のとおり定める。

## 5 調達手続

### (1) 特定調達品目を調達する場合

特定調達品目を調達するに当たっては、調達困難な場合を除き、判断基準に適合するものを選択するものとし、その調達手続は次のとおりとする。

① 次の点に留意のうえ、判断基準に適合するものを選択すること。

ア 各特定調達品目の判断基準は、環境物品等であるための最低条件を定めるものであり、より環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めること。

イ 「富山県認定リサイクル製品」や「認定プラスチック製品」及びカーボンフットプリントマーク※を参考にするなど、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の調達に努めること。

※商品やサービスのライフサイクル全般(原材料調達から廃棄・リサイクルまで)で排出された温室効果ガスの量を、CO2量に換算し、商品やサービスに表示し「見える化」するもの

② 判断基準に適合しないものを選択しようとする場合は、物品購入伺(物品購入伺の作成を省略する場合、支出負担行為決議書兼支出決議書)に、その旨及び理由を記載すること。

③ 契約担当者(総務会計課長又は所属長)は、判断基準に不適合のものに係る調達の請求があった場合には、その理由がやむを得ないものであるか確認すること。

### (2) 特定調達品目以外を調達する場合

特定調達品目以外を調達する場合にあっても、第3項第2号に掲げる環境負荷低減のための配慮がなされているものを選択するよう努めるものとする。

また、「富山県認定リサイクル製品」、「エコマーク」、「グリーンマーク」、「国際エネルギースターロゴ」など第三者機関による認定制度が整備されている品目については、可能な限り、その適合商品を選択するものとする。

## 6 特定調達品目の調達目標及び実績把握

各所属の契約担当者は、年度当初に、前年度における特定調達品目の調達状況を取りまとめ、環境行政推進会議事務局に報告するものとする。ただし、指定管理者制度導入施設については、報告を要しない。

また、県の外郭団体及び委託事業における受託事業者については目標を定めること及び報告を要しない。

附 則

この方針は、平成13年度の購入分から適用する。

附 則

この方針は、平成14年度の購入分から適用する。

附 則

この方針は、平成15年度の購入分から適用する。

附 則

この方針は、平成16年度の購入分から適用する。

附 則

この方針は、平成17年度の購入分から適用する。

附 則

この方針は、平成18年5月1日の購入分から適用する。

附 則

この方針は、平成19年度の購入分から適用する。

附 則

この方針は、平成20年度の購入分から適用する。

附 則

この方針は、平成21年度の購入分から適用する。

附 則

この方針は、平成22年度の購入分から適用する。

附 則

この方針は、平成23年度の購入分から適用する。

附 則

この方針は、平成24年度の購入分から適用する。

附 則

この方針は、平成25年度の購入分から適用する。

附 則

この方針は、平成26年度の購入分から適用する。

附 則

この方針は、平成27年度の購入分から適用する。

附 則

この方針は、平成28年5月16日の購入分から適用する。

附 則

この方針は、平成29年9月29日の購入分から適用する。

附 則

この方針は、平成30年6月15日の購入分から適用する。

附 則

この方針は、令和元年5月20日の購入分から適用する。

附 則

この方針は、令和2年7月28日の購入分から適用する。

附 則

この方針は、令和3年5月27日の購入分から適用する。

附 則

この方針は、令和4年5月25日の購入分から適用する。

附 則

この方針は、令和5年5月10日の購入分から適用する。

附 則

この方針は、令和6年4月1日の購入分から適用する。

附 則

この方針は、令和7年4月1日の購入分から適用する。

附 則

この方針は、令和8年4月1日の購入分から適用する。

## 別記

### 定義

「特定調達品目」:	重点的に環境物品等の調達を推進する品目
「判断の基準」:	環境物品等であるための基準
「基準値 1」:	判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、当該事項におけるより高い環境性能の基準
「基準値 2」:	判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準
「配慮事項」:	判断基準とはしないが、調達に当たって更に配慮することが望ましい事項
「調達目標」:	各特定調達品目ごとの、環境物品等(判断基準に適合するもの)の調達目標

## ■ 定義

グリーン購入法に定める特定調達品目には、その品目の環境負荷の特性等に応じて「判断の基準」と「配慮事項」が定められています。

各特定調達品目の「判断の基準」を満たした製品及び役務がグリーン購入法の特定調達物品(適合品)となります。

令和元年度の調達方針より、より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、重点的に環境配慮を進めるべき品目を選定し、順次判断の基準に2段階のレベルを設定することとしました【調達方針前文2ページに記載】。

基本方針において、より高い環境性能を示すものとして「基準値1」を、最低限満たすべきものとして「基準値2」を設定し、各機関が予算の適正な範囲において、可能な限り「基準値1」による調達を推進することにより早期に「基準値2」から「基準値1」のレベルへの調達に移行していくことが期待されます。

なお、「配慮事項」は、グリーン購入法においては必須要件ではありませんが、これを参考とし、調達を行う機関の判断で各品目の調達における追加要件を定めることができます。

本手引きでは、各品目について、判断の基準とその適合状況を判別する上で参考となる既存の環境ラベル等を掲載しています。

### 「判断の基準」と「配慮事項」

#### 判断の基準

グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等であるための要件【必須要件】

- ◇ ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮
- ◇ 特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定  
→より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、同一事項において複数の基準値を設定
- ◇ 各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるもの

#### 同一事項における複数の基準値の定義

基準値1	上位の基準値	判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、当該事項におけるより高い環境性能の基準
基準値2	最低限の基準値	判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準

#### 配慮事項

特定調達物品等であるための要件ではないが、調達に当たって、さらに配慮することが望ましい事項【推奨要件】

- ◇ 現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項

## 12 自動車等

### □自動車

#### ■特定調達品目及びその判断の基準

○下記の区分ごとの基準を満たすこと。

区分	判断の基準	対応する基本方針の表
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気自動車であること。</li> <li>・電気自動車の導入が困難な場合は、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車であること。</li> <li>・用途上代替可能な車両がなく、上記車両の導入ができない場合は、以下の要件を満たす車種の優先的な導入に努めること。</li> </ul>	
乗用車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイブリッド自動車であり、2030年度燃費基準値80%達成レベル以上であること、かつ、令和2(2020)年度燃費基準値以上であること。</li> <li>・カーエアコンの冷媒の地球温暖化係数は150以下であること(令和8年度まで経過措置適用)</li> </ul>	表1(排ガス基準)及び表2(燃費基準)を満たすこと
小型バス	次世代自動車又は一定の燃費性能を満たす車両(2015年度燃費基準達成)	表1(排ガス基準) 表3(燃費基準)
小型貨物車	次世代自動車又は一定の燃費性能を満たす車両(2022年度燃費基準90%達成)	表1(排ガス基準) 表4-1(ガソリン、軽油燃費基準) 表4-2(LPG)
バス等	次世代自動車又は一定の燃費性能を満たす車両(2025年度燃費基準95%達成)	表5(燃費基準)
トラック等		表6(燃費基準)
トラクタ		表7(燃費基準)

※1 「次世代自動車」とは、ハイブリッド車、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう。

※2 表1は基本方針のガソリン(ハイブリッド自動車を含む)又はLPガスを燃料とする自動車の車種別の排出ガス基準、表2～表7は車種別・燃料種別の燃費基準

※3 排出ガス及び燃費に係る測定モードは表1～表4-1がJC08モード又はWLTCモード、表4-2が10・15モード、表5～表7がJH15モード(重量車モード)

#### 調達のポイント

- 「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、令和5年度から乗用車を調達する場合は原則電気自動車であること、電気自動車の導入が困難な場合はプラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車であることとなっています。(用途上代替可能な車両がなく、上記車両の導入ができない場合を除く。)各機関においては、再生可能エネルギーの利用と併せて電気自動車等の導入を積極的に推進することが求められます。
- 自動車の調達にあたっては、車両重量の区分に応じて、表に掲げる基準を満たした、より環境性能の良い車両の導入に努めましょう。ただし、特定の仕様を要する場合や判断の基準を満たす車両を選択することにより用途上支障が生じる場合等(例えば、路線バスにおいて、判断の基準を満たす自動車がマニュアル車に限られ、その中から調達を行うと運転手の負担増加につながる場合など)、特に貨物車、重量車において、表の区分ごとの燃費基準を満たした車両が存在しない場合等は、必ずしも

本基準によらず柔軟に対応しましょう。

- バイオエタノール混合ガソリン(E3、E10(E10対応専用車に限る)及びETBE)、バイオディーゼル燃料混合軽油(B5)及びリニューアブルディーゼル(RD)の供給体制が整備されている地域では、ガソリン、軽油を使用しなければならない場合は積極的な利用に努めましょう。
- 軽油は、エコマークNo.160「廃食用油を使用したバイオディーゼル燃料」の認定基準を参考に調達できます。
- 自動車の燃費性能については、国土交通省HP「自動車の燃費性能に関する公表」で確認できます。

## ■ 20 公共工事

公共工事については省略。調達方針の該当ページを参照ください。

## ■ 21 役務

### □ 会議運営

#### ■ 特定調達品目及びその判断の基準

会議運営	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 紙類の基準を満たす用紙の使用、適正部数の印刷、両面印刷等による紙資料の削減</li><li>2. ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物の印刷に当たっては、「印刷」の判断の基準を満たすこと</li><li>3. 紙の資料、印刷物等の残部のうち、不要なものについてはリサイクルを行うこと。</li><li>4. 会議の参加者に対し、次の取組の奨励を行うこと。<ol style="list-style-type: none"><li>ア. 公共交通機関の利用</li><li>イ. クールビズ・ウォームビズ</li><li>ウ. 筆記具等の持参</li></ol></li><li>5. 飲料等が提供する際には、ペットボトルではなく紙製容器での提供やデリバリーによる提供を原則とすること。</li></ol>
------	---

### 調達のポイント

- 紙資料の印刷にあたっては、モノクロ印刷とカラー印刷を必要に応じて使い分け、できるだけカラー印刷を行わないことは、コスト及び環境負荷の低減の観点から望ましいといえます。
- 紙資料の削減、移動に係る環境負荷低減の観点から、Web会議システムを活用し、対面で会議を実施する際にもタブレット端末を活用したペーパーレス会議の実施について、検討を行いましょう。
- 飲料の提供にあたっては、ペットボトルではなく紙製容器での提供やデリバリーによる提供を原則とし、必要に応じて、マイボトルでの飲料持参を検討しまししょう。紙製容器は、ワンウェイプラスチックであるストローが使用されていないものを選択しまししょう。
- 庁舎内等で会議を行う場合にも、会議運営の判断の基準及び配慮事項の主旨を踏まえ、可能な限り紙資料及び廃棄物の削減及びエネルギー使用の削減に努めましよう。